広報
ほうじょう

町の人口
（昭和56年3月31日現在）

		前月比較
男	3,954	（＋15）
女	4,200	（　0）
計	8,154	（＋15）
世帯数	2,620	（＋ 8）

婦人会運動会は町民体育館で

走る距離が短くなった！と大喜び

方城町婦人会運動会が、四月十九日午前八時三〇分から、町民体育館で二七支部が参加して行われました。

この運動会は、婦人の親ぼく、および体育の向上をはかることを目的として始められたもので、今年は第二五回めです。

当日はあいにくの雨天のため、急きょ会場を町民グランドから町民体育館に変更しましたが、運動競技には全然支障なく、プログラムは進行……

午前中の競技のしめくくりの仮装大会では、それぞれの支部が趣向をこらしたすばらしいものばかりで、会場は、ため息、拍手、爆笑の連続でした。

運動会最後の競技、いよいよ紅白リレーです、バトンを受けて走るリレーの走者の背中に、乱れとぶ声援が体育館の中で大きくこだまして、思わず耳をおおいたくなるように反響する。走者と観衆が全く一緒にとけあい、本日の運動会はクライマックスに達した。これも室内体育館ならでのものだ。室外運動場では味わえなかったものが味わえたような気がする。

5月のこよみ

1日	メーデー	5日	児童福祉週間
2日	八十八夜	5日	立夏
3日	憲法記念日	10日	愛鳥週間
5日	こどもの日	10日	母の日

第十一回町民ソフトボール大会

初優勝おめでとう 久六常会チーム

――前村常会の三連ぱを阻む――

第十一回町民ソフトボール大会が、四月二〇日開催されました。

当日出場した三〇チームの頂点にたち、優勝旗を手中にしたのは久六常会でした。

あいにくの雨で、一週間順延してのこの日のソフトボール大会でしたが、三会場（町民グランド、伊方小学校グランド、九州日立マクセルグランド）、四パートで熱戦や珍プレーがくりひろげられ、試合は次々と消化されていきました。

最後の優勝戦まで勝ち残ったのは、この大会で初の三連ぱをねらう前村常会と初優勝をねらう久六常会です。

五試合めの疲れもみせず、長身からポンポンと剛速球を投げる、久六常会のエース、中村良一投手を前村常会がいかに打ちくずすかが。勝負のポイントのようにみえました。試合は優勝戦にふさわしい熱戦となりましたが、勝利の女神は、久六常会の頭上に輝きました。

◇　◇　◇

この試合を振り返ってみて感じたことは、優勝戦まで勝ち残った場合、中、高年で五試合を一日で消化することは、ちょっと過酷のような気がしました。（交代用員も制限されているので）

成績結果

優勝	久六常会チーム
準優勝	前村常会チーム
三位	犬星常会チーム
	浄万寺 〃

第11回町民ソフトボール大会成績表

（S56.4.20）

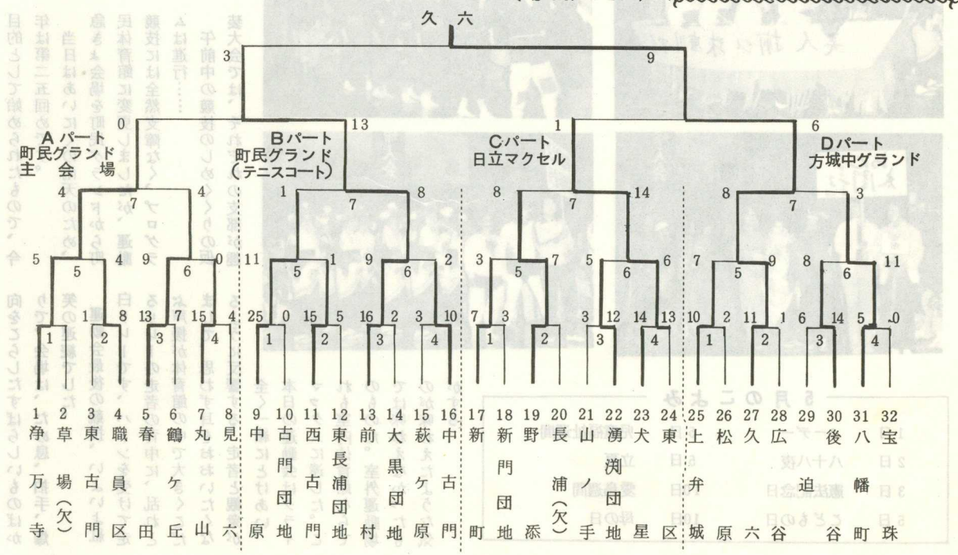

方城町財政再建について

高度経済成長政策により、方城町も地域住民の福祉向上を図るため、各種事業を永年にわたり実施してきましたが、諸物価の高騰による諸経費の増大等により、財源不足は年々増加しており、このまま推移すれば当然、赤字再建団体の指定を国に申請せねばならない状況であり、これが対策として速やかに町財政の正常化を図り、町発展の財政基盤を確立して、地方自治の本旨に基づき、地域住民の福祉向上、生活安定を図るべきであるという基本に立ち、方城町財政再建委員会　構成人員（委員長木戸新他12名）が、町長の諮問機関として発足し、昭和55年11月18日から約3ケ月あまり財政再建について、各種資料の分析、討議を経て、自主再建による（期間　56年度より62年度まで7ケ年間）財政再建計画書を、昭和56年3月3日町長に答申しました。

この答申に従い、町としましては早急に再建計画を樹立し、財政健全化のため努力致す覚悟であります。

町民の皆さんに対する福祉行政に影響が出て来るかと思いますが現状についてご理解いただき、絶大なるご協力をお願いします。

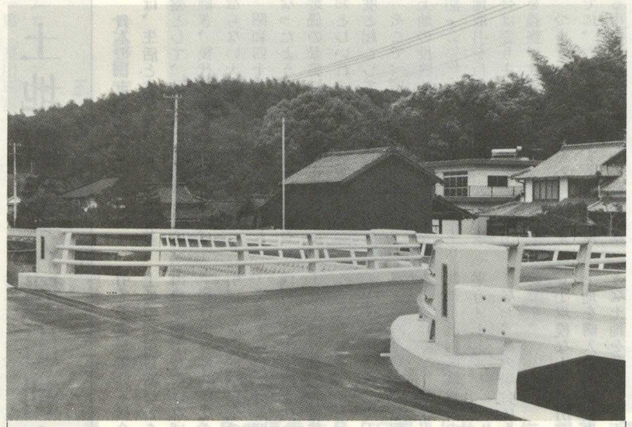

完成した亀崎橋（幅員5m、橋長11.6m）
（春田地区～迫地区を結ぶ）

危険物取扱者試験準備講習会の実施について

1. 講習日時
昭和56年5月31日（日）
9時～17時まで
2. 講習場所
田川市中央公民館
3. 受講申込
昭和56年5月1日～19日まで
申込書は田川地区消防本部又各分署に備えています。
4. 受講料
3,000円（テキスト代含）
5. 携行品
昼食、筆記用具、テキスト

五月一日より印紙税の税率が引き上げられました

「印紙税法の一部を改正する法律」が施行され、昭和五六年五月一日より作成される文書から適用されることになりました。

主な改正点は次の通りですが、詳しいことやおわかりにならないことがありましたら田川税務署（四一〇四三〇）にお気軽にお尋ね下さい。

◇　◇

一、今まで最低一〇〇円であった印紙税額が二〇〇円になりました。

二、税率はおおむね旧税率の二倍になりました。

三、不動産の譲渡に関する契約書

消費貸借に関する契約書・請負に関する契約書・約束手形・株券・売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書等その金額により段階的に税率が変わる課税文書については、課税標準の最高額が変わりました。

四、印紙を貼っていないため、または消していなかったため徴収される過怠税の最低額が五〇〇円から一、〇〇〇円に引き上げられました。

㈱免税点はこれまでと変わりありません。

（田川税務署）

納税証明書の手数料が三〇〇円になりました

国税通則法の一部改正により四月一日交付の分から、納税証明書（所得証明、税額証明）の手数料が証明書一枚ごとに三〇〇円となります。

住民課よりお知らせ

同和地区出産助成金が四月一日より改正されました。

出産された方は窓口で申請をすれば、県より出産助成金がもらえます。

出産（届出をしたもの）の場合
〇一児のとき　四〇、〇〇〇円
〇二児以上のとき　六〇、〇〇〇円

お互いの人権を尊重し、差別のない町づくりを

土地取引の届出制度

日本の国土、三十七万平方キロは、生活と生産を通じた活動の基盤として、私たちが祖先から受け継ぎ、後代に伝えていかなければならない大切な資源です。

昭和四十七、八年ごろに問題となったように、土地の買い占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとしいれるといった事態は、二度と起こしてはなりません。

そこで、国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を防ぐために、一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は売り主と買い主）に、届け出を義務づけています。

つまり、契約を結ぶ六週間前までに、取引しようとする土地のある市長村の長を経由して都道府県知事（その土地が政令指定市にある場合は、直接その市長）に、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を提出しなければなりません。

届け出なければならない土地取引は、次の面積以上の土地の売買・交換・代物弁済（例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合）・地上権の設定・賃貸借契約を行う場合です。

①市街化区域　二千平方メートル（約六百坪）　②都市計画区域（①を除く）　五千平方メートル　③都市計画区域以外の区域　一万平方メートル

なお、次の場合にも届け出が必要です。

▽小規模な土地の所有者多数から土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合

▽立ち木・建物などを土地と一緒に取引する場合

▽売買・代物弁済等の予約をする場合

届け出を受けた知事、政令指定市の長は、取引価格や利用目的を審査し、問題がなければ、届出日から六週間以内に文書で通知します。この通知を受けとれば、初めて契約ができることになります。

また、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聴いて、取引の中止、価格の引き下げなどの勧告をすることがあります。

もし、届け出をしないで土地取引をすると、六か月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。なお届出用紙は、市町村役場・都道府県庁にあります。詳しいことは窓口でおたずねください。

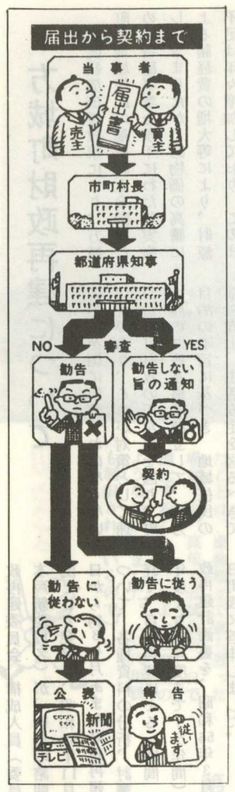

「事業所統計調査」―七月一日に実施―
調査にご協力を

昨年行われた国勢調査とならんで国の最も基本的な統計調査である「事業所統計調査」が七月一日全国いっせいに行われます。

この調査は、昭和二十二年にスタートし、以後三年ごとに行われているもので、わが国の経済活動の基礎である事業所の実態を全国ならびに地域別に明らかにすることが目的です。調査の結果は、国、都道府県、市町村の行政や経済施策をはじめ、民間では事業計画を立てる際の基礎資料として利用されます。

調査の対象となるのは、会社、工場、商店、病院・学校の他、官公庁・国鉄・私鉄の駅、ホテル・旅館や神社、お寺にいたるまで、農林漁家を除く全国約六百三十万の事業所です。

この調査は、次の三つの種類に分けて行われます。

『甲調査』

民間経営の事業所が対象です。調査事項は、事業所の名称、所在地、経営組織、事業の種類など九項目ですが、会社の本社事業所の場合はこの外に資本金額など四項目が加えられます。

『乙調査』

サービス業のうち物品賃貸業（レンタカー、貸しボート業など）、旅館その他の宿泊所、クリーニング・理容・浴場業、映画館・娯楽業、自動車整備業・駐車場業およびその他の修理業が対象で、調査事項は次の通りです。

名称、現金給与支給額、最近一年間の総売上高。

『丙調査』

国、地方公共団体及び公共企業体の事業所を対象に、事業所の名称、所在地、事業の種類、職員数の項目について調査します。

なお、調査の方法ですが「甲調査」と「乙調査」は都道府県知事から任命された調査員が、六月下旬からすべての事業所を訪問して調査票の記入を依頼し、七月中旬までに回収します。場合によっては、調査員が、直接聞き取り調査をすることもあります。

「丙調査」は、調査員によらず、国や地方公共団体および公共企業体の組織を通じて行われます。

ご協力をお願いします。

お互いの人権を尊重し　差別のない田づくりを

方城町写真クラブ
二月例会

（カラー）

一席　松井清司　「飛降」
二席　斉藤信夫　「冬の日に」
三席　中山勝信　「冬景色」
四席　村田義美　「ポチ」
五席　光井英一　「午後」
以上

カラー　73点　白黒　18点
参加者　8名

今月の優秀作品（白黒）「サル」作　松井　清司

今月は、松井さんの作品ですが、猿をポートレート的に撮って、大変見やすい写真に成っていると思います。また、天気の良い日だけでなく、雪の日、雨の日にも猿の写真を撮ってやると違った猿の一面を見る事が出来るのではないでしょうか。（早谷）

方城町写真クラブ
三月例会

（カラー）

一席　長川昭英　「散歩」
二席　村田義美
三席　松井清司
四席　光井英一　「野点」
以上

カラー　86点　白黒　12点
参加者　8名

犯罪被害救援基金の募集について

通り魔殺人や、爆弾事件などの凶悪な犯罪により死亡したり、重障害を負った被害者の子供さんに対して、奨学金を支給するための財団法人「犯罪被害救援基金」が近く設立されることになりました。

通り魔殺人等の遺族に給付金を支給する制度は、本年一月の犯罪被害者等給付金法の施行により、すでに発足しているのでありますが、給付金の額等に限界があり、また法施行前の事件には適用がないため、この制度だけでは必ずしも、犯罪被害者及びその遺族の救済に十分でない面があります。特に凶悪事件の被害遺族が、毎年全国で一四〇人、ないし一五〇人も生まれ、その多くが経済的理由により就学援助を必要としている実情を考えますと、一層この感を深くいたします。

そこで、このような子供さん達に奨学金をということで、財団法人設立の運びになったわけでありますが、この法人の設立運営基金は、広く国民各層から浄財を募ることになっており、警察が財団法人をバックアップして、募金に協力しているところです。

このような趣旨をご理解のうえ就学したくてもできない気の毒な犯罪被害者遺児に光を与え、立派な社会人に育てるため、なにぶんのご協力、ご援助をお願いします。

なお、募金は六月までとなっており、警察本部警務課（電話、〇九二―七四一―二二三一、内線二六八三）又は田川警察署警務課（電話　田川二―二一二〇、内線二一一二）に窓口を設けております。

季節の話題
メーデー

一日は、まず勤労者の祭典、メーデーから始まります。この日を勤労者の祭日とするようになったのは、一八八六年アメリカの労働団体が全国的なストライキを決行して、一日八時間労働を闘いとった勝利の記念日とされています。その三年後、パリで開かれた第二インターナショナル創立大会の席上、五月一日を期して、万国の労働者の動員と国際的親善をはかるためのメーデーを挙行することが決議されました。我が国では、大正九年（一九二〇年）、東京の上野公園で行われたのが最初で、昭和十一年に禁止されるまでに一六回行われました。そして戦後、すぐ復活して、ますます盛大になってきていることはご存じのとおりです。

詰碁　有段を目指して……

出題　本因坊　武宮　正樹

白先　黒死五手まで

●ヒント…コウにならないよう黒の形を縮めていき三目ナカ手をねらう。

十分で解ければ三級
五分で解ければ初段

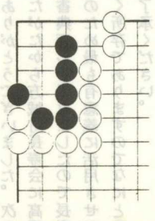

（正解は次ページ）

八十八夜

お知らせ

休眠組合の整理について

第九一回通常国会で、中小企業等協同組合法の一部改正が可決成立しましたが、そのうち休眠組合の整理に関する概要は次のとおりです。

1. 臨時的措置

永年にわたり累積した休眠組合を整理するため、昭和四九年、商法改正の例にならい、昭和五六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している組合は登記官の職権により解散とされます。

2. 恒久的措置

今後の休眠組合の整理を円滑化するため、解散命令を発する場合に、業務改善命令を出すことなく直接解散命令を発することができるようになりました。

また、所在不明休眠組合に対して行政庁は、解散の命令の通知に代えて、その要旨を官報に掲載することによって、行うことができます。

なお、詳細については次のところにお問い合わせください。

福岡通商産業局中小企業第一課 〇九二（四三一）一三〇一

福岡県商工部商工振興課 〇九二（七四一）七九四八

昭和五六年 二級建築士試験の概要

1. 試験日

「学科試験」 7月26日（日）

「設計製図試験」 9月13日（日）

2. 試験場

福岡市西区七隈11

福岡大学（七隈学舎）8・10号館

3. 受験申込の受付期間及び受付場所

「受付期間」 昭和56年5月11日（月）から5月15日（金）まで。

「受付場所」 県庁西中洲分館及び県土木事務所建築課

4. 受験案内及び申込用紙の交付

4月30日（木）から県庁建築課別室建築士係（電話 七四一一 九四一六）及び最寄りの県土木事務所建築課並びに北九州市建築局指導部審査課・同市各区役所（小倉北区役所を除く）において交付する。

5. その他

(1) 受験資格及び手続き等に関する問合わせの窓口は、当部建築課建築士係、又は最寄りの県土木事務所建築課とする。

(2) 受験に関する問合わせ及び受験案内等を郵便により請求する場合は、受験区分（学科からの受験設計製図のみ受験）及びあて先、郵便番号を明記し、60円切手をはった返信用封筒を必らず同封すること。

同和教育入門講座 受講生募集

社会同和教育の一環として、教育委員会では、昨年から「同和教育入門講座」をはじめておりましたが、今年度は系統的学習を目標に（流動的な受講生の募集でなく）年間受講生の募集を行います。

記

。実施期間 昭和56年5月より昭和57年3月まで

。日時 月1回（例外として2回の月もあり）ハガキにて期日連絡

。場所 中央公民館

。対象 大会議室 方城町で生活時間がある者

。年会費 一〇〇〇円

。締切日 5月30日

。連絡先 中央公民館同和教育係（電話②4300）

福岡県旅券発給申請問い合わせ専用電話（テレホンサービス）の設置について

このたび、福岡県では、多様化する旅券需用に対応するため、一つの対策としてテレホンサービスによる旅券発給申請問い合わせ用専用電話を、次のとおり設置いたしましたので。旅券の発給申請に関するお問い合わせは、次の専用電話をご利用ください。

電話番号…福岡（〇九二）七六一七七〇一番

目的…旅券発給申請問い合わせ専用テレホンサービス

開始年月日…昭和五六年三月一日

詰碁正解

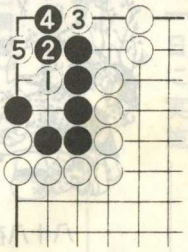

＜正解＞白1のツケが初手。黒2のオサエのとき、白3とツケをきかせてから、5のハネで死。

香典返し

ありがとうございました。次のかたがたから方城町長寿会に高額な香典返しを受けましたので長寿会のため最も有意義に活用させて戴く所存でありますのでなにとぞご了承ください。

方城町長寿会連合会長 荒川豊八

中古門 白石イシエ様
見 六 末松 直美様
草 場 香月 弘義様
新 町 永野 敬様
犬 星 近藤 享平様
宝 珠 白石 和博様
原 田 中村 勲様
犬 星 桑野 栞様
後 谷 川島 昭男様
迫 稲富八千代様

S56・3・31まで

広報ほうじょう（123号）
昭和五十六年五月一日発行
発行 方城町役場
編集 企画室
印刷 協和印刷